

令和 8 年



第 1 回臨時會議案

北海道恵庭市

報告第1号

恵庭市税条例の一部改正について（専決処分）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和8年4月14日提出

恵庭市長 原 田 裕

専決処分書

恵庭市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年4月1日

恵庭市長 原 田 裕

恵庭市税条例の一部を改正する条例

恵庭市税条例（昭和51年条例第8号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
<p>第1条～第7条（略）</p> <p>（納税証明事項）</p> <p>第8条 地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割 _____ を滞納している場合においてその旨とする。</p> <p>第9条（略）</p> <p>（納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金）</p> <p>第10条 納税者又は特別徴収義務者は、第33条、第39条、第40条若しくは第43条(第55条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第44条の4第1項(第44条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第45条第1項(法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。)、第54条、第75条、<u>第88条の6第1項</u>、第90条第2項、第105条第1項若しくは第2項、第109条第2項、第112条、第138条第1項又は第145条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5</p>	<p>第1条～第7条（略）</p> <p>（納税証明事項）</p> <p>第8条 地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により軽自動車税を滞納している場合においてその旨とする。</p> <p>第9条（略）</p> <p>（納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金）</p> <p>第10条 納税者又は特別徴収義務者は、第33条、第39条、第40条若しくは第43条(第55条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第44条の4第1項(第44条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第45条第1項(法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。)、第54条、第75条 _____、第90条第2項、第105条第1項若しくは第2項、第109条第2項、第112条、第138条第1項又は第145条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5</p>

号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

(1) (略)

(2) 第88条の6第1項の申告書、第105条第1項若しくは第2項の申告書又は第138条第1項の申告書に係る税額(第4号に掲げる税額を除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

(3) 第88条の6第1項の申告書、第105条第1項若しくは第2項の申告書又は第138条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間

(4)~(6) (略)

第11条~第17条 (略)

(所得割の課税標準)

第18条 (略)

2 (略)

3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等(以下この項及び次項並びに第25条の2において「特定配当等」という。)

に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。

4~6 (略)

第20条~第86条 (略)

(軽自動車税の納税義務者等)

第87条 軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該

号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

(1) (略)

(2) 第105条第1項若しくは第2項の申告書又は第138条第1項の申告書に係る税額(第4号に掲げる税額を除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

(3) 第105条第1項若しくは第2項の申告書又は第138条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間

(4)~(6) (略)

第11条~第17条 (略)

(所得割の課税標準)

第18条 (略)

2 (略)

3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等(次項及び第25条の2において「特定配当等」という。)(同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。)

に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。

4~6 (略)

第20条~第86条 (略)

(軽自動車税の納税義務者等)

第87条 軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

3 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により種別割を課することができない者である場合には、第1項の規定にかかわらず、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、これを課さない。

(軽自動車税のみならず課税)

第88条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者(以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。)又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第444条第3項に規定する販売業者等(以下この項において「販売業者等」という。)が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行(道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。)以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合(当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。)には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみ

2 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により軽自動車税を課することができない者である場合には、前項の規定にかかわらず、当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、この限りでない。

(軽自動車税のみならず課税)

第88条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

なして、環境性能割を課する。

- 4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

第88条の2 (略)

(環境性能割の課税標準)

第88条の3 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

第88条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

- (1) 法第451条第1項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1
- (2) 法第451条第2項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2
- (3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

(環境性能割の徴収の方法)

第88条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

第88条の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係

第88条の2 (略)

る環境性能割額を納付しなければならない。

- 2 3輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第88条の7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

- 2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。
- 3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(環境性能割の減免)

第88条の8 市長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車又は第97条第1項各号に掲げる軽自動車等(3輪以上のものに限る。)のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

- 2 前項の規定による環境性能割の減免を受けられるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

(種別割____の税率)

第89条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割____の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)～(3) (略)

(種別割____の賦課期日及び納期)

第90条 種別割____の賦課期日は、4月1日とする。

- 2 種別割____の納期は、5月16日から同月31

(軽自動車税の税率)

第89条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する軽自動車税の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)～(3) (略)

(軽自動車税の賦課期日及び納期)

第90条 軽自動車税の賦課期日は、4月1日とする。

- 2 軽自動車税の納期は、5月16日から同月31

日までとする。

(種別割____の徴収の方法)

第92条 種別割____は、普通徴収の方法によって徴収する。

(種別割____に関する申告又は報告)

第93条 種別割____の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。)は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。

3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。

4 (略)

日までとする。

(軽自動車税の徴収の方法)

第92条 軽自動車税は、普通徴収の方法によって徴収する。

(軽自動車税に関する申告又は報告)

第93条 軽自動車税の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。)は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。

3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。

4 (略)

<p>(種別割____に係る不申告等に関する過料)</p> <p>第94条 (略)</p> <p>(種別割____の減免)</p> <p>第96条 市長は、公益のため直接専用する軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割____を減免する。</p> <p>2 前項の規定によって種別割____の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>3 第1項の規定によって種別割____の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p> <p>(身体障害者等に対する種別割____の減免)</p> <p>第97条 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割____を減免する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 前項第1号の規定によって種別割____の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。))又は精神保健及び精神障害者福祉に関する</p>	<p>(軽自動車税に係る不申告等に関する過料)</p> <p>第94条 (略)</p> <p>(軽自動車税の減免)</p> <p>第96条 市長は、公益のため直接専用する軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、軽自動車税を減免する。</p> <p>2 前項の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>3 第1項の規定によって軽自動車税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p> <p>(身体障害者等に対する軽自動車税の減免)</p> <p>第97条 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、軽自動車税を減免する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 前項第1号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。))又は精神保健及び精神障害者福祉に関する</p>
---	---

法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された障害者若しくは障害者と生計を一にする者若しくは障害者(障害者のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)又はこれらの者の特定免許情報(同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。)が記録された免許情報記録個人番号カード(同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。)を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

3 (略)

4 第1項第2号の規定によって種別割____の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示(市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出)をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

5 第1項の規定により、種別割____の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)

第98条 (略)

2 法第445条若しくは第88条の2又は第87条第3項ただし書の規定によって種別割____を課することのできない原動機付自転車又は

法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された障害者若しくは障害者と生計を一にする者若しくは障害者(障害者のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)又はこれらの者の特定免許情報(同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。)が記録された免許情報記録個人番号カード(同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。)を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

3 (略)

4 第1項第2号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示(市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出)をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

5 第1項の規定により、軽自動車税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)

第98条 (略)

2 法第445条若しくは第88条の2又は第87条第2項ただし書の規定によって軽自動車税を課することのできない原動機付自転車又は

小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を提示して、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。種別割を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条若しくは第88条の2又は第87条第3項ただし書の規定によって種別割を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また、同様とする。

3～6 (略)

7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有若しくは使用しないこととなったとき又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して種別割が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。

8・9 (略)

第99条～第149条 (略)

附 則

第1条～第5条 (略)

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)
第5条の3 平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年(次条において「居住年」という。))

小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を提示して、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。軽自動車税を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条若しくは第88条の2又は第87条第2項ただし書の規定によって軽自動車税を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また、同様とする。

3～6 (略)

7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有若しくは使用しないこととなったとき又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して軽自動車税が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。

8・9 (略)

第99条～第149条 (略)

附 則

第1条～第5条 (略)

が平成11年から平成18年までの各年である
場合に限る。)においては、法附則第5条の4第
6項に規定するところにより控除すべき額
(第3項において「市民税の住宅借入金等特別
税額控除額」という。)を、当該納税義務者の
第21条及び第24条の規定を適用した場合の
所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第25
条及び第25条の2第1項の規定の適用につい
ては、第25条中「前2条」とあるのは「前2条
並びに附則第5条の3第1項」と、第25条の2第
1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附
則第5条の3第1項」とする。

3 第1項の規定は、市民税の所得割の納税義務
者が、当該年度の初日の属する年の3月15日
までに、施行規則で定めるところにより、同
項の規定の適用を受けようとする旨及び市
民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除
に関する事項を記載した市民税住宅借入金
等特別税額控除申告書(その提出期限後にお
いて市民税の納税通知書が送達される時ま
でに提出されたものを含む。)を、市長に提出
した場合(法附則第5条の4第9項の規定によ
り税務署長を経由して提出した場合を含む。
)に限り、適用する。

第5条の3の2 平成22年度から令和20年度ま
での各年度分の個人の市民税に限り、所得割
の納税義務者が前年分の所得税につき租税
特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定
の適用を受けた場合(居住年が平成11年から
平成18年まで又は平成21年から令和7年ま
での各年である場合に限る。)において、前条
第1項の規定の適用を受けないときは、法附
則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定によ
り読み替えて適用される場合を含む。)に規
定するところにより控除すべき額を、当該納
税義務者の第21条及び第24条の規定を適用

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第5条の3 平成22年度から令和20年度ま
での各年度分の個人の市民税に限り、所得割
の納税義務者が前年分の所得税につき租税
特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定
の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規
定する居住年が平成21年から令和7年まで
の各年である場合に限る。)には、法附則第5
条の4第5項

(同条第7項の規定によ
り読み替えて適用される場合を含む。)に規
定するところにより控除すべき額を、当該納
税義務者の第21条及び第24条の規定を適用

<p>した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合における第25条及び第25条の2第1項の規定の適用については、第25条中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第5条の3の2第1項」と、第25条の2第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第5条の3の2第1項」とする。</p> <p>第5条の4～第5条の8 (略)</p> <p>(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第6条 昭和57年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第28条第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第29条第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。</p> <p>2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第28条第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第18条から第21条まで、第24条から第25条まで、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項、<u>附則第5条の3の2第1項</u>及び附則第5条の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。</p> <p>3 (略)</p>	<p>した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合における第25条及び第25条の2第1項の規定の適用については、第25条中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第5条の3第1項 _____」と、第25条の2第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第5条の3第1項 _____」とする。</p> <p>第5条の4～第5条の8 (略)</p> <p>(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第6条 昭和57年度から令和12年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第28条第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第29条第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。</p> <p>2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第28条第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第18条から第21条まで、第24条から第25条まで、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項 _____ 及び附則第5条の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。</p> <p>3 (略)</p>
---	---

第7条～第8条 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第8条の2 (略)

2～5 (略)

6 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第12条第16項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

7 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

8 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 令附則第12条第23項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかを別

(5) (略)

(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに

第7条～第8条 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第8条の2 (略)

2～5 (略)

6 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第12条第17項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

7 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第20項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

8 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 令附則第12条第24項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかを別

(5) (略)

(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに

<p>令附則第12条第24項に規定する補助金等、 居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費</p> <p>(7) (略)</p> <p>9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</p> <p>(6) (略)</p> <p>10 (略)</p> <p>11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</p> <p>(6) (略)</p> <p>12・13 (略)</p> <p>14 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確</p>	<p>令附則第12条第25項に規定する補助金等、 居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費</p> <p>(7) (略)</p> <p>9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第32項に規定する補助金等</p> <p>(6) (略)</p> <p>10 (略)</p> <p>11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第32項に規定する補助金等</p> <p>(6) (略)</p> <p>12・13 (略)</p> <p>14 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確</p>
---	---

定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

第9条～第10条 (略)

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 (略)

2 (略)

3 法附則第15条第25項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

4 法附則第15条第25項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

5 法附則第15条第25項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

6 法附則第15条第25項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

7 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、7分の6とする。

8 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

9 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

10 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第20項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

第9条～第10条 (略)

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 (略)

2 (略)

3 法附則第15条第24項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

4 法附則第15条第24項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

5 法附則第15条第24項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

6 法附則第15条第24項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

7 法附則第15条第24項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の3とする。

8 法附則第15条第24項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

9 法附則第15条第24項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

10 法附則第15条第24項第4号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

<p><u>11 法附則第15条第25項第4号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</u></p> <p><u>12 法附則第15条第25項第4号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</u></p> <p><u>13 法附則第15条第25項第4号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</u></p> <p><u>14 法附則第15条第28項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</u></p> <p><u>15 法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</u></p> <p><u>16 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</u></p> <p><u>17 法附則第15条第40項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。</u></p> <p><u>18 法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。</u></p> <p><u>19 (略)</u></p> <p><u>20 (略)</u></p> <p>第10条の3～第15条 (略)</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</p> <p><u>第15条の3 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、北海道が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。</u></p> <p><u>2 北海道知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車^が法第446条第1項(同条第2項又は第3項において準用する場合を含む。)又は法第451条第1項若しくは第2項(これらの規定を同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第29条の9第3項に規定する国土交通</u></p>	<p><u>11 法附則第15条第27項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</u></p> <p><u>12 法附則第15条第31項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</u></p> <p><u>13 法附則第15条第36項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</u></p> <p><u>14 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。</u></p> <p><u>15 法附則第15条第40項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。</u></p> <p><u>16 (略)</u></p> <p><u>17 (略)</u></p> <p>第10条の3～第15条 (略)</p>
--	--

大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

3 北海道知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第15条の6の規定により読み替えられた第88条の6第1項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(軽自動車税の環境性能割の非課税及び減免の特例)

第15条の4 当分の間、軽自動車税の環境性能割において、法第445条第2項の規定の適用を受けるべき軽自動車は、第88条の2の規定にかかわらず、北海道が法第148条第2項の規定により条例で定める自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車とする。

2 前項の規定に該当する3輪以上の軽自動車

に対して、法第445条第2項の規定を受けるための手続その他必要な事項については、この条例の規定にかかわらず、北海道における自動車税の環境性能割の課税免除の例による。

第15条の5 市長は、当分の間、第88条の8の規定にかかわらず、北海道知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、北海道における自動車税の環境性能割の減免の例により、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第15条の6 第88条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「北海道知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第15条の7 市は、北海道が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として北海道に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の8 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第88条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第88条の4(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する_____車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第89条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第89条の規定の適用については、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日まで の間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)(営業用の乗用のものに限る。)に対する第89条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ)a中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける

(軽自動車税_____の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項及び第3項_____において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税_____に係る第89条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第89条の規定の適用については、当該軽自動車が令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税_____に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の同項_____に規定するガソリン軽自動車(以下この項_____において「ガソリン軽自動車」という。)(営業用の乗用のものに限る。)に対する第89条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、令和8年度分_____の軽自動車税_____に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ)a中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

3輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)に対する第89条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ)a中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第17条 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第90条第2項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定(第93条及び第94条の規定を除く。)を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付

(軽自動車税_____の賦課徴収の特例)

第17条 市長は、軽自動車税_____の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車前条第2項又は第3項_____の規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税_____の額について不足額があることを第90条第2項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税_____に関する規定(第93条及び第94条の規定を除く。)を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付

<p>すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第24条から第25条まで、第25条の2第1項、附則第5条第1項、<u>附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項前段、第25条、第25条の2第1項、<u>附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第24条から第25条まで、第25条の2第1項、附則第5条第1項、<u>附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあ</p>	<p>すべき軽自動車税_____の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第24条から第25条まで、第25条の2第1項、附則第5条第1項及び<u>附則第5条の3第1項_____</u>の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項前段、第25条、第25条の2第1項、<u>附則第5条第1項及び附則第5条の3第1項_____</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第24条から第25条まで、第25条の2第1項、附則第5条第1項及び<u>附則第5条の3第1項_____</u>の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあ</p>
--	---

<p>るのは「所得割の額及び附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項前段、第25条、第25条の2第1項、附則第5条第1項、<u>附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第24条から第25条まで、第25条の2第1項、<u>附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項前段、第25条、第25条の2第1項、<u>附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡</p>	<p>るのは「所得割の額及び附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項前段、第25条、第25条の2第1項、<u>附則第5条第1項及び附則第5条の3第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第24条から第25条まで、第25条の2第1項、<u>附則第5条第1項及び附則第5条の3第1項</u>の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項前段、第25条、第25条の2第1項、<u>附則第5条第1項及び附則第5条の3第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡</p>
---	--

した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第20条の2 昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) (略)

2 前項の規定は、昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 (略)

第20条の3 (略)

した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第20条の2 昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) (略)

2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 (略)

第20条の3 (略)

(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第21条 (略)

2～4 (略)

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第24条から第25条まで、第25条の2第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第21条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項前段、第25条、第25条の2第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第21条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第21条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第22条 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第24条から第25条まで、第25条の2第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第22条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項前段、第25条、第25条の2第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項

(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第21条 (略)

2～4 (略)

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第24条から第25条まで、第25条の2第1項、附則第5条第1項及び附則第5条の3第1項の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第21条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項前段、第25条、第25条の2第1項、附則第5条第1項及び附則第5条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第21条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第21条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第22条 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第24条から第25条まで、第25条の2第1項、附則第5条第1項及び附則第5条の3第1項の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第22条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項前段、第25条、第25条の2第1項、附則第5条第1項及び附則第5条の3第

<p>及び附則第5条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第22条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第22条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>第22条の2 (略)</p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第24条から第25条まで、第25条の2第1項、附則第5条第1項、<u>附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第23条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項前段、第25条、第25条の2第1項、附則第5条第1項、<u>附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第23条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第23条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第23条の2 (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p>	<p><u>1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第22条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第22条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>第22条の2 (略)</p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第24条から第25条まで、第25条の2第1項、附則第5条第1項及び<u>附則第5条の3第1項</u>の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第23条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項前段、第25条、第25条の2第1項、附則第5条第1項及び<u>附則第5条の3第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第23条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第23条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第23条の2 (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p>
---	--

<p>(1) (略)</p> <p>(2) 第24条から第25条まで、第25条の2第1項並びに附則第5条第1項、<u>第5条の3第1項及び第5条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第23条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項前段、第25条、第25条の2第1項並びに附則第5条第1項、<u>第5条の3第1項及び第5条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第23条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第23条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第24条から第25条まで、第25条の2第1項並びに附則第5条第1項、<u>第5条の3第1項及び第5条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第23条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項前段、第25条、第25条の2第1項並びに附則第5条第1項、<u>第5条の3第1項及び第5条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第23条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第23条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 第24条から第25条まで、第25条の2第1項並びに附則第5条第1項及び<u>附則第5条の3第1項</u>の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第23条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項前段、第25条、第25条の2第1項並びに附則第5条第1項<u>及び附則第5条の3第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第23条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第23条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第24条から第25条まで、第25条の2第1項並びに附則第5条第1項<u>及び附則第5条の3第1項</u>の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第23条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項前段、第25条、第25条の2第1項並びに附則第5条第1項<u>及び附則第5条の3第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第23条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第23条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る</p>
---	---

<p>個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第23条の3 (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第24条から第25条まで、第25条の2第1項並びに附則第5条第1項、<u>第5条の3第1項及び第5条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第23条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項前段、第25条、第25条の2第1項並びに附則第5条第1項、<u>第5条の3第1項及び第5条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第23条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第23条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第24条から第25条まで、第25条の2第1項並びに附則第5条第1項、<u>第5条の3第1項及び第5条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第23条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項前段、第25条、第25条の2第1項並びに附則第5条第1項、<u>第5条の3第1項及び第5条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第23条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第23条の3第3項後段の規定による市民税</p>	<p>個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第23条の3 (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第24条から第25条まで、第25条の2第1項並びに附則第5条第1項及び<u>附則第5条の3第1項</u>の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第23条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項前段、第25条、第25条の2第1項並びに附則第5条第1項及び<u>附則第5条の3第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第23条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第23条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第24条から第25条まで、第25条の2第1項並びに附則第5条第1項及び<u>附則第5条の3第1項</u>の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第23条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項前段、第25条、第25条の2第1項並びに附則第5条第1項及び<u>附則第5条の3第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第23条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第23条の3第3項後段の規定による市民税</p>
--	--

<p>の所得割の額の合計額」とする。 (3)～(5) (略) 6 (略) 第 24 条～第 27 条 (略)</p>	<p>の所得割の額の合計額」とする。 (3)～(5) (略) 6 (略) 第 24 条～第 27 条 (略)</p>
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第 2 条 この条例による改正後の恵庭市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和 8 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 7 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 2 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）附則第 15 条第 25 項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第 3 条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和 8 年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の 3 輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和 7 年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(恵庭市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 4 条 恵庭市税条例の一部を改正する条例（平成 26 年条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第1条・第2条 (略)	第1条・第2条 (略)

<p>附 則</p> <p>第1条～第4条 (略)</p>	<p>附 則</p> <p>第1条～第4条 (略)</p>		
<p>第5条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の種別割に係る恵庭市税条例第89条及び附則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>第5条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税_____に係る恵庭市税条例第89条及び附則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>	(略)	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>	(略)
(略)			
(略)			

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

報告第2号

恵庭市都市計画税条例の一部改正について（専決処分）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和8年4月14日提出

恵庭市長 原 田 裕

専決処分書

恵庭市都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年4月1日

恵庭市長 原 田 裕

恵庭市都市計画税条例の一部を改正する条例

恵庭市都市計画税条例（昭和51年条例第10号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
<p>第1条～第6条（略）</p> <p>附 則</p> <p>1・2（略） （法附則第15条第32項の条例で定める割合）</p> <p>3 法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 （法附則第15条第37項の条例で定める割合）</p> <p>4 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 （法附則第15条第41項の条例で定める割合）</p> <p>5 法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>6～14（略）</p> <p>15 法附則第15条第1項、<u>第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</u></p> <p>16（略）</p>	<p>第1条～第6条（略）</p> <p>附 則</p> <p>1・2（略） （法附則第15条第31項の条例で定める割合）</p> <p>3 法附則第15条第31項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 （法附則第15条第36項の条例で定める割合）</p> <p>4 法附則第15条第36項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 （法附則第15条第40項の条例で定める割合）</p> <p>5 法附則第15条第40項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>6～14（略）</p> <p>15 法附則第15条第1項、<u>第8項、第12項から第16項まで、第18項、第19項、第23項、第26項、第30項から第32項まで、第35項、第36項、第40項若しくは第43項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</u></p> <p>16（略）</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の恵庭市都市計画税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和7年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

議案第 1 号

恵庭市固定資産評価員の選任の同意について

地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 4 0 4 条第 2 項の規定により、恵庭市固定資産評価員を次のとおり選任したいので同意を求める。

令和 8 年 4 月 1 4 日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

〔氏 名〕 内 山 素 宏

〔住 所〕 恵庭市 [REDACTED]

〔生年月日〕 [REDACTED]

	任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準ずべき者、支配人及び清算人であることができない。
--	---

議案第 2 号

恵庭市介護保険条例の一部改正について

恵庭市介護保険条例の一部を次のとおり改正することについて議決を求める。

令和 8 年 4 月 1 4 日 提出

恵庭市長 原 田 裕

記

恵庭市介護保険条例の一部を改正する条例

恵庭市介護保険条例（平成 1 2 年条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第 1 条～第 12 条（略） （保険料の減免） 第 13 条（略） <u>2</u> 前項の規定により保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においてはただちにその旨を市長に申告しなければならない。	第 1 条～第 12 条（略） （保険料の減免） 第 13 条（略） <u>2</u> 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、申請書に必要書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、規則で定める特別の事情があるときは、この限りでない。 <u>3</u> 第 1 項の規定により保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においてはただちにその旨を市長に申告しなければならない。
第 14 条～第 17 条（略） 附 則	第 14 条～第 17 条（略） 附 則

現行	改正案
第1条～第4条（略）	<p data-bbox="804 253 1075 286">第1条～第4条（略）</p> <p data-bbox="831 344 1382 423"><u>（令和8年度における前年度非課税者に係る保険料の減免）</u></p> <p data-bbox="804 441 1382 474"><u>第5条 第1号被保険者又はその属する世帯</u></p> <p data-bbox="831 488 1382 521"><u>の世帯主及び全ての世帯員のうちに令和7</u></p> <p data-bbox="831 535 1382 568"><u>年度及び令和8年度の各年度分の地方税法</u></p> <p data-bbox="831 582 1382 616"><u>の規定による市町村民税が課されていない</u></p> <p data-bbox="831 629 1382 663"><u>者で令附則第25条の規定により令和8年度</u></p> <p data-bbox="831 676 1382 710"><u>分の同法の規定による市町村民税が課され</u></p> <p data-bbox="831 723 1382 757"><u>ているものとみなされることとなるもの(以</u></p> <p data-bbox="831 770 1382 804"><u>下「みなし課税者」という。)がいる場合であ</u></p> <p data-bbox="831 817 1382 851"><u>って、そのみなされることにより当該第1号</u></p> <p data-bbox="831 864 1382 898"><u>被保険者の令和8年度分の保険料に係る保</u></p> <p data-bbox="831 911 1382 945"><u>険料段階(第6条第1項各号に掲げる区分を</u></p> <p data-bbox="831 958 1382 992"><u>いう。以下同じ。)が、当該みなし課税者に令</u></p> <p data-bbox="831 1005 1382 1039"><u>附則第25条の規定の適用がないものとした</u></p> <p data-bbox="831 1052 1382 1086"><u>場合に決定されるべき当該第1号被保険者</u></p> <p data-bbox="831 1099 1382 1133"><u>の令和8年度分の保険料に係る保険料段階</u></p> <p data-bbox="831 1146 1382 1180"><u>(次項において「令附則第25条非適用保険料</u></p> <p data-bbox="831 1193 1382 1227"><u>段階」という。)よりも保険料率の高い保険料</u></p> <p data-bbox="831 1240 1382 1274"><u>段階に決定されるときは、当該第1号被保険</u></p> <p data-bbox="831 1288 1382 1321"><u>者の令和8年度分の保険料を減免する。</u></p> <p data-bbox="804 1335 1382 1368"><u>2 前項の規定による減免後の令和8年度分の</u></p> <p data-bbox="831 1382 1382 1415"><u>保険料の額は、令附則第25条非適用保険料</u></p> <p data-bbox="831 1429 1382 1462"><u>段階の保険料率により算定した保険料の額</u></p> <p data-bbox="831 1476 1382 1509"><u>とする。</u></p> <p data-bbox="804 1523 1382 1556"><u>3 第1項の規定による保険料の減免について</u></p> <p data-bbox="831 1570 1382 1603"><u>は、保険料の納付義務者の申請を要しない。</u></p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

議案第3号

日の出橋補修工事（繰越）の請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年条例第10号)第2条の規定により、日の出橋補修工事（繰越）の請負契約を次のとおり締結することについて議決を求める。

令和8年4月14日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

- 1 工 事 名 日の出橋補修工事（繰越）
- 2 契 約 金 額 234,498,000円
- 3 契約の相手方 恵庭市泉町26番地
恵庭建設株式会社
代表取締役 高 田 公 洋
- 4 契約の方法 4者による事後審査型条件付一般競争入札

事後審査型条件付一般競争入札参加業者一覧

恵庭建設株式会社

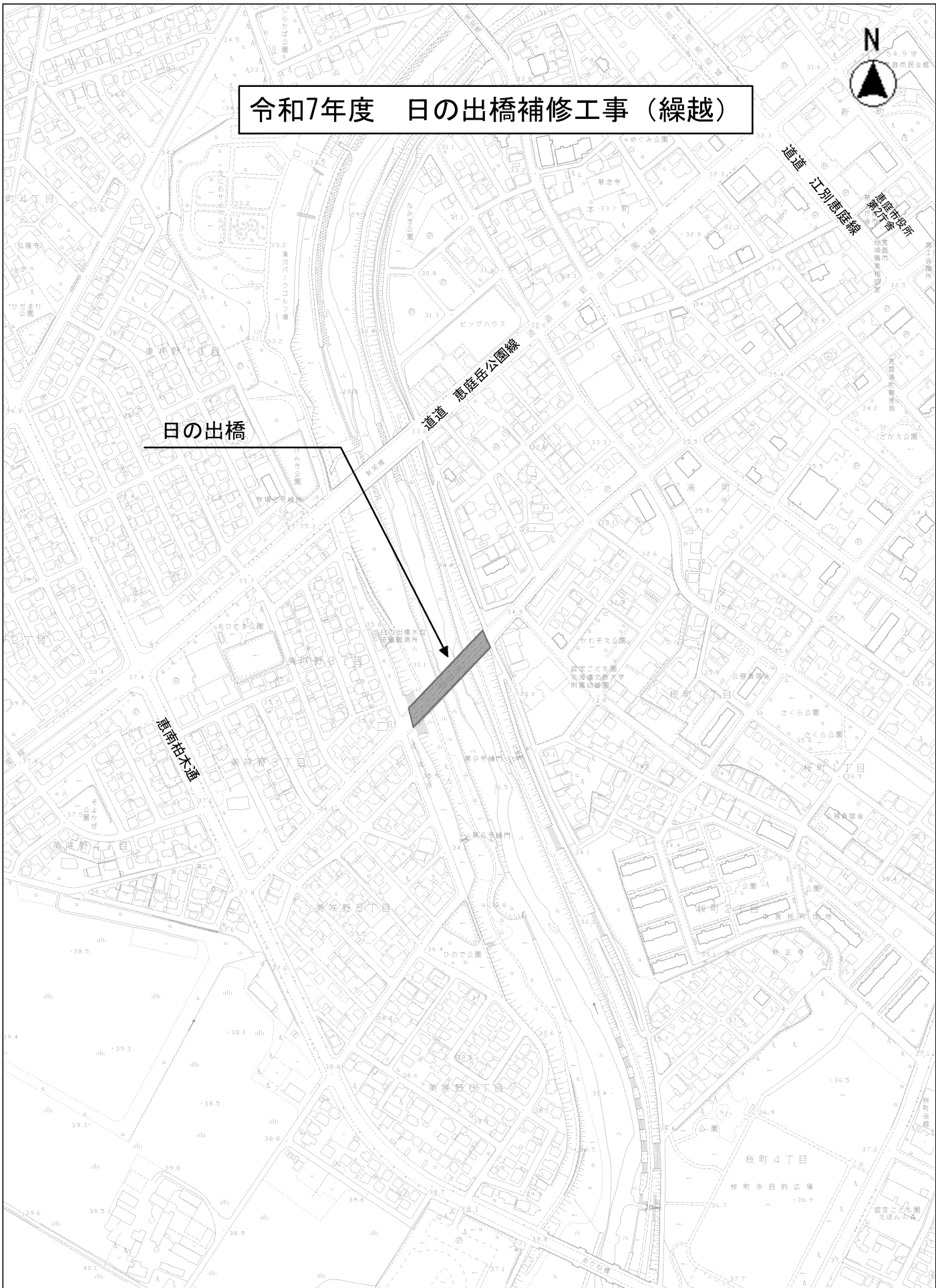
株式会社玉川組

日重建設株式会社

本多技建工業株式会社

以上 4者

令和7年度 日の出橋補修工事（繰越）



縮尺 1 : 5000



議案第4号

令和8年度恵庭市一般会計補正予算（第1号）

令和8年度恵庭市一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ82,826千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39,361,826千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年4月14日提出

恵庭市長 原 田 裕

第一表 歳入歳出予算補正
歳入

歳入		歳出		補正		計	
款	項	款	項	補正前の額	補正額	補正前の額	計
15. 国庫支出金				7,568,836	81,819	7,650,655	
19. 繰入金	2. 国庫補助金			2,527,876	81,819	2,609,695	
	1. 繰入金			3,612,817	1,007	3,613,824	
	歳入			3,612,817	1,007	3,613,824	
	合計			39,279,000	82,826	39,361,826	

歳出		歳入		補正		計	
款	項	款	項	補正前の額	補正額	補正前の額	計
2. 総務費				6,820,367	82,826	6,903,193	
	1. 総務管理費			6,643,079	82,826	6,725,905	
	歳出			39,279,000	82,826	39,361,826	
	合計			39,279,000	82,826	39,361,826	

令和 8 年度恵庭市一般会計補正予算（第 1 号）説明書
歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
15. 国庫支出金	千円 7,568,836	千円 81,819	千円 7,650,655
19. 繰入金	3,612,817	1,007	3,613,824
歳入合計	39,279,000	82,826	39,361,826

(歳出)

款	補正前の額	補正額	補正額の財源内訳				
			計	特定財源			一般財源
				国支出金	道支金	地方債その他	
2. 総務費	千円 6,820,367	千円 82,826	千円 6,903,193	千円 0	千円 0	千円 0	千円 1,007
歳出合計	39,279,000	82,826	39,361,826	0	0	0	1,007

2. 歳入

(款) 15 国庫支税金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		明
				区分	金額 千円	
7 物価高騰対応重点支援 地方創生臨時交付金	80,000	81,819	161,819	1 物価高騰対応重点 支援地方創生臨時 交付金	81,819	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 (推奨事業メニュー) 千円 81,819
計	2,527,876	81,819	2,609,695			

(款) 19 繰入金

(項) 1 繰入金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		明
				区分	金額 千円	
1 基金繰入金	3,577,484	1,007	3,578,491	1 財政調整基金 繰入金	1,007	財政調整基金繰入金 千円 1,007
計	3,612,817	1,007	3,613,824			

3. 歳出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳				節		説 明	
				国	道	支出金 千円	特 定 財 源	一般財源 千円	区 分		金 額 千円
17 諸 費	27,516	82,826	110,342			81,819		1,007	12 委 託 料 18 負担金補助 及び交付金 22 償還金利子 及び割引料	15,400 66,419 1,007	千円 (1,007) 1,007 (1,007) 1,007 (81,819) 15,400 66,419 (1,419) 1,419 387 1,032 (80,400) 15,400 65,000 65,000
計	27,516	82,826	110,342			81,819		1,007			

説明資料
(一般会計)

(千円)

款	項	目	経	費	名	補正額	補正額の財源内訳			説	明
							国庫支出金	地方債	その他		
2	1	17	1-9	費	過年度過誤納還付金(企画課)	1,007			1,007	過年度国庫支出金の精算に伴う返還	
2	1	17	4-4	費	地域型保育事業所食材・物価高騰対策事業費	1,419			1,419	地域型保育事業所に対し、食材価格・物価高騰に対応する支援の実施	
2	1	17	4-5	費	中小企業振興対策事業費	80,400			80,400	市内中小企業者等に対し、DX推進及び労働環境改善支援の実施	
		合	計			82,826	0	0	1,007	一般財源の内訳 財政調整基金繰入金 1,007千円	